

**幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の移譲に伴う  
本市基準（案）について**

1 本市独自基準

(1) 職員配置基準

幼稚園型認定こども園（国基準） 地方裁量型認定こども園			保育所型認定こども園（本市独自基準）		
教育・保育従事職員配置基準			教育・保育従事職員配置基準		
区分	配置基準		区分	配置基準	
	教育のみ	保育あり		教育のみ	保育あり
0歳	—	3 : 1	0歳	—	3 : 1
1歳	—	6 : 1	1歳	—	<u>5 : 1</u>
2歳	—		2歳	—	6 : 1
3歳	20 : 1		3歳	20 : 1	<u>15 : 1</u>
4歳	30 : 1		4歳	30 : 1	<u>20 : 1</u>
5歳			5歳		<u>25 : 1</u>

\* 1学級35人以下（各学級に担任の教諭等を1人配置）

\* 1学級35人以下（各学級に担任の保育士等を1人配置）

【上記基準とする理由】

ア 幼稚園型認定こども園

私立幼稚園で培われた特徴や特色ある運営を引き継ぎやすく、かつ利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢となるよう、職員配置基準は国基準どおりとする。

また、平成30年4月付けで幼稚園型認定こども園への移行を予定している幼稚園については、既に現行の京都府基準（＝国基準どおり）で移行準備を進めており、幼保連携型認定こども園と同様の職員配置基準にすると、参入障壁になるおそれがある。

<国基準とすることに伴う保育料等の考え方>

幼稚園型認定こども園の保育料については、職員配置基準を国基準どおりとすることに伴い、基準を引き上げている保育所等の保育料よりも軽減する方向で検討する（具体的な軽減割合については、平成30年度の予算編成過程において調整していく）。

また、私立幼稚園で培われた特徴や特色ある運営を引き継ぐため、保護者同意を前提に、移行前と同様に学校教育の質の向上を図る場合や幼保連携型認定こども園と同じ基準で職員を加配する場合については、上乗せ徴収を可能とする（学校教育の質の向上を図る経費については、幼保連携型及び保育所型も上乗せ徴収を可とする）。

これらにより、利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢を提供するとともに、利用者が施設ごとの基準の違いや、保育料と上乗せ徴収の関係を理解したうえで希望する施設を適切に選択できるよう、本市ホームページや入園相談の際の区役所・支所からの説明等において、より丁寧な情報提供に努めていく。

## イ 保育所型認定こども園

既に保育所において職員配置基準を引き上げていることから、保育所からの移行に限定される保育所型認定こども園についても、保育を必要とする児童に係る職員配置基準について、保育所と同様の職員配置基準とする。

## ウ 地方裁量型認定こども園

京都市子ども・子育て支援事業計画上、見込んでいないため、設置を認めないこととしている。

### (2) 職員資格

国告示上、教員免許状の定義が不明確であることから、現行の府基準のとおり、「普通免許状及び臨時免許状」と明記する。

### (3) 施設設備基準

#### ア 移行特例

既存施設（保育所や幼稚園）から認定こども園に移行する場合の園舎・保育室・園庭（屋外遊戯場）面積基準に係る移行特例について、国告示上、既存施設の定義が不明確であることから、現行の府の運用にあわせ、既存施設の定義を「認可保育所又は認可幼稚園として1年以上運営実績を有すること」と明確化する。

## イ 乳児室・ほふく室

国基準では、乳児室（1.65 m<sup>2</sup>/人以上）だけを設ければ足りると誤って解釈されるおそれがあることから、2歳未満児でほふくする者に係るほふく室の面積は3.3 m<sup>2</sup>/人以上必要であることを、基準上明確にする。  
※ 本市の保育所等の施設・設備に関する基準でも同様の規定を定めている。

## ウ 避難設備等

保育室を2階以上に設置する場合における、設置階に対応した避難設備等の基準（避難階段等）については、保育所の基準を準用する。ただし、今回制定する条例の施行時に存する認可施設については、当該規定を適用しない旨の経過措置を設ける。

### (4) 職員配置に係る特例措置

平成28年度に条例を改正し、保育所や幼保連携型認定こども園において保育士配置等に関する特例措置（弾力化）を既に導入していることから、以下のとおり同様の規定を設ける。

#### ア 児童が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例

原則として、開園時間帯を通じて常に2人以上の保育士等の配置が必

要とされているところであるが、特例により、朝夕等の歳児別の配置基準による必要職員数が算定上1人となる時間帯に限り、2名のうち1名は、保育士等でなくても市長が指定した研修を修了した者を配置することで可とするもの。

本市では、保育所等の基準において、当該特例の適用期間を平成31年度末までとしていることから、同様の時限措置を設ける。

#### イ 幼稚園教諭等の活用に係る特例

満3歳未満児の保育に従事する者等は保育士資格を有していなければならないが、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭に係る普通免許状を有している者については、保育士資格を有していない場合でも、基準上必要とされる保育士数の3分の1の範囲内において、保育士として活用することができるとする特例措置である。

本市では、保育所等の基準において、指定研修を修了した幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を平成31年度末まで保育士の代替職員として活用することを認めていることから、同様の時限措置を設ける。

#### (5) その他に独自基準として追加する項目

京都市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年4月1日施行）に設けている以下の本市独自基準については、同様の規定を設ける。

- 人権の擁護及び虐待の防止
- 暴力団の排除
- 非常災害対策
- 衛生管理等
- 地震に対する安全性の確保（ただし、今回制定する条例の施行時に存する認可施設については、当該規定を適用しない旨の経過措置を設ける。）

#### (6) その他

告示に規定されている「教育・保育の内容」等の規定については、府基準を引き継ぎ、条例ではなく別途要綱等において定める。

## 2 その他の基準

上記1以外の項目については、国基準どおりとする予定。

## 3 今後の予定（案）

- 平成29年 9月～10月 パブリックコメントの実施
- 11月 市会へ条例提案
- 平成30年 4月 本市への権限移譲，条例施行